

## 第2次試験受験者の皆様へ

人事院中部事務局第二課任用係  
名古屋市中区三の丸2-5-1（〒460-0001）  
☎052-961-6838

## I 提出資料

- ① 「面接カード」 … 人物試験開始前に提出してください。  
 ② 「採用志望カード」 … 「IV 採用志望カードの確認・記入について」に従い必要事項を記入の上、人物試験終了後に提出してください。  
 ③ 「住民票記載事項証明書」 … 人物試験終了後に提出してください。  
 ④ 「卒業証明書」又は「卒業見込証明書」 … 2002（平成14）年4月2日以降に生まれた方は、受験申込書に記入した学校が発行した卒業証明書又は卒業見込証明書を提出してください。

## II 官庁訪問〔7月7日（金）午前9時から開始しています。〕

各府省等は、事前に、業務説明や官庁訪問の日時・場所・参加方法・予約受付等の情報をホームページに掲載しています。官庁訪問の詳細については、国家公務員試験採用情報NAVI〔[https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/ippan/saiyo\\_ippan02.html](https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/ippan/saiyo_ippan02.html)〕を参照してください。

〔採用情報NAVI〕



## III 最終合格から採用までの手続

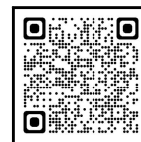
## 1 最終合格者の発表〔8月15日（火）午前9時〕

インターネット合格者発表専用ホームページに合格者の受験番号を掲載します。〔<https://www.jinji-shiken.go.jp/goukaku.html>〕

また、合格者には得点及び席次を記載した合格通知書を発行します。「国家公務員採用試験インターネット申込み」ページのパーソナルレコードにログインし、ダウンロードしてください。〔<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>〕

なお、合格通知書は再発行できませんので、指定の期間内に必ずダウンロードしてください。

〔合格発表〕



〔パーソナルコード〕



## 2 整理番号

整理番号とは、合格通知書の右上に記載してある番号です（受験番号とは異なります）。最終合格者発表日以降、人事院及び各府省等への照会や連絡等を行う際には、試験の区分、受験番号と併せてこの整理番号を使用してください。

## 3 採用内定までの流れ

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」といいます。）に試験の区分ごとに得点順に記載され、国家公務員として採用される候補者（以下「採用候補者」といいます。）となります。
- (2) 各府省等は、採用候補者の中から面接を行い、採用者を決定します。
- (3) 人事院は、名簿、受験申込内容及び提出された採用志望カードに基づき、面接を行うに当たり必要と認められる範囲内の採用候補者の情報（氏名、連絡先等）を記載した「採用候補者一覧表」を作成し、個人情報の保護に十分留意した上で、各府省等に通知します。
- (4) 最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数より多くなっています（採用候補者であっても、必ず採用されるわけではありません。）。
- (5) 各府省等では、採用予定者に対し10月1日以降、採用内定を行います。

## 4 各府省等との採用内定のルール《厳守事項》

- ① 採用内定を受けることができる府省等は1つのみです。
- ② 採用内定後には、他の府省等の面接に応じることはできません。採用の面接等の連絡を受けた場合には、既に採用内定していることを伝えてください。
- ③ 採用内定した場合には、直ちに「意向届」を人事院に提出してください。
- ④ 採用内定後に辞退することは、他の採用希望者に迷惑をかけるとともに、採用事務に支障をきたします。採用内定を承諾する場合には、その後に辞退することがないように慎重に判断してください。

## 5 名簿の有効期間・名簿からの削除

名簿の有効期間は、最終合格者発表の日から5年間です。

名簿の有効期間内であれば、試験を受け直さずに官庁訪問を行うことができますが、官庁訪問の結果、各府省等から内定を受け、実際に採用された場合は、名簿から削除されます。

なお、進学や民間企業等への就職により一度、名簿からの採用を辞退した場合でも、直ちに名簿から削除されることはありません。

有効期間を経過した後は当該名簿から採用されることはありませんので留意してください。

## IV 採用志望カードの確認・記入について

採用志望カードは採用に関する事務に使用するものです。記入された個人情報は、個人情報保護法に基づき、適正に管理されます。

採用志望カードに記載した内容は、最終合格時において採用を予定している府省等（特別職を含む。）に通知しますが、採用事務以外の目的に使用することはありません。

### 【採用志望カードの項目番号ごとの注意事項】

#### 2 試験の区分

#### 3 第1次試験地

印刷されている内容を下記のコード表により確認してください（採用志望カードを持参していない場合は、試験の区分及び第1次試験地を記入し、下記のコード表に従ってコード番号を記入してください。）。

試験の区分	コード
行政東海北陸	5 4

第1次試験地	コード	第1次試験地	コード	第1次試験地	コード	第1次試験地	コード
札幌市	1 1 1	新潟市	3 7 1	神戸市	5 4 1	松山市	7 3 1
盛岡市	2 2 1	長野市	3 8 1	松江市	6 2 1	福岡市	8 1 1
仙台市	2 3 1	静岡市	4 2 1	岡山市	6 3 1	北九州市	8 1 2
秋田市	2 4 1	名古屋市	4 3 1	広島市	6 4 1	熊本市	8 4 1
さいたま市	3 3 1	金沢市	4 6 1	山口市	6 5 2	鹿児島市	8 7 1
千葉市	3 4 1	京都市	5 2 1	高松市	7 2 1	那覇市	9 1 1
東京都	3 5 1	大阪市	5 3 1				

### 【記入例】

※日付は、提出日を記入してください。

#### 7 連絡先

印刷されている内容を確認してください（採用志望カードを持参していない場合は、受験申込時に記入した連絡先、又は第1次試験時に提出した申込内容変更届に記入した連絡先を記入してください。）。

#### 8 採用希望年度

採用を希望する年度について、いずれかを選択し、該当する選択肢の□に☑を記入してください。内定を希望する年度ではありませんので、留意してください。

なお、「①今年度内」とは、最終合格者発表後から2024年4月より前の時期（例えば10月、1月等）に採用されることを希望する場合は示しています。

#### 9 意向等確認用メールアドレス

最終合格後、意向等の確認に使用するため、合格後も連絡が取れるメールアドレスを記入してください（受験申込時に登録したメールアドレスと異なるものでも差し支えありません。）。記入に当たっては「1（イチ）」「I（アイ）」「1（エル）」等の誤りやすい英数字の判別がつくよう、丁寧に分かりやすく記入してください。



#### 10 本府省への志望

「①」又は「②」のいずれかを選択し、該当する選択肢の□に☑を記入してください（本府省への採用のみを希望するに限らず、東海北陸地域での採用と併せて本府省を希望する場合も①を選択してください。）。

#### 11及び12 訂正記入欄

「5氏名」及び「7連絡先」に印刷されている内容（又は記入した内容）と異なる場合は、変更のある部分のみ記入してください。

住所欄については、都道府県を省略し、「丁目」「番地」等はハイフンとして、右の記入例を参考に記入してください。

		採用 関 事務 使用 記入 個人情報 個人情報保護法 基 適正 管理	
試験	氏名		氏名
試験 区分	第 次試験地	受験番号	年月
連絡先 受験申込時 記入 連絡先 又 第 次試験時 提出 申込内容変更届 記入 連絡先			
訂正記入欄			
採用希望年度	意向等確認用		
採用 希望 年度 選択 内定 希望 年度			
住所欄			

## V 最終合格した場合の提出資料

「意向届」 最終合格者の発表後、次表のとおり、インターネット（人事院ホームページ内の「意向届オンラインシステム窓口」）より人事院人材局企画課任用班宛てに必ず提出してください。

[[https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/tetsuzuki/ikotodoke\\_qanda.html](https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/tetsuzuki/ikotodoke_qanda.html)]

※ 「意向届」は、名簿の管理及び採用候補者の意向確認等に関する事務に使用するものです。記入された個人情報は、個人情報保護法に基づき、適正に管理されます。

【意向届オンラインシステム】



【意向届Q&A】



事由	意向届の提出時期
1 今後の採用を希望する場合	<b>第1回</b> 2023（令和5）年8月31日（必着） <b>第2回以降</b> 10月、1月、3月、4月、7月の各月25日以降末日まで ※第2回以降は、前回提出した内容と変更がない場合も必ず提出してください。 意向届の提出がない場合、採用希望者として各府省等へ紹介することができません。 ※採用希望年度を延期している方で、官庁訪問の結果、採用（内定）を得られず引き続き官庁訪問を行う場合も必ず提出してください。
2 この試験からの採用が決定（又は内定・内々定）した場合又は今後の採用を希望しない場合	事由が確定後、 <b>直ちに</b> 提出してください。 以後は、提出の必要はありません。 ※「今後の採用は希望しない」と提出しても、名簿有効期間内は名簿から削除されることはありません。提出後、やはり国家公務員として働きたい場合は、事由1に従い、再度、意向届を提出してください。
3 採用希望年度を変更する場合	第2次試験（人物試験）時に提出した「採用志望カード」や、過去に提出した意向届で申し出た採用希望年度から変更がある場合には、 <b>直ちに</b> 必要事項（変更理由等）を入力し提出してください。 ※採用志望カードで選択した採用希望年度から変更がない場合は、提出の必要はありません。

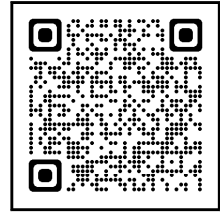
### 意向届オンラインシステムの利用方法

- ① インターネットで「<https://ssl.jinji.go.jp/ikotodoke/>」までアクセス  
 <人事院ホームページからのアクセス>  
 「国家公務員試験採用情報NAVI」→「採用情報」→「意向届の提出・合格証明書の発行」→「意向届オンラインシステム窓口」
- ② 「インターネットを通じた意向届の提出の流れ」を確認し、「利用規約・入力画面はこちら」をクリック
- ③ 「意向届オンラインシステム利用上の注意」を読み、「同意する」をクリック
- ④ 「基本情報共通項目の入力」画面において、試験の種類「一般職（大卒）」にチェックし、試験年度、試験の区分、整理番号（合格通知書の右上に記載（受験番号とは異なる。）、氏名、メールアドレス、生年月日を入力（連絡先を変更する場合は、新しい住所・電話番号（変更のある項目のみ）を入力）  
 <入力例> \*は必須項目ですので、必ず入力してください。  
 試験年度 \* 西暦2023年度 [半角数字のみ]  
 試験の区分 \* 行政東海北陸  
 整理番号 \* 123 [半角数字のみ]
- ⑤ 「次へ」をクリックし、「意向届（一般職（大卒））」画面へ  
 以下の項目については、1、2、3、4、5のいずれかにチェックし、該当事項を入力してください。  
 1 一般職試験（大卒）からの採用（内定・内々定）が決定した（採用予定時期：西暦 年 月）  
 2 今後の採用は希望しない（1の場合はこちらを選ぶ必要はありません）  
 3 採用希望時期の延期を希望する（採用希望時期：西暦 年4月から）  
 4 引き続き採用を希望する（1の場合はこちらを選ぶ必要はありません）  
 5 連絡先（住所・電話番号）の変更のみ
- ⑥ 必要項目を入力後「次へ」をクリック
- ⑦ 入力済みの情報を確認の上、必要に応じて修正し、最後に「送信」をクリック

## VI 採用等に関する照会先

〔採用予定機関一覧〕

- 1 各府省等の採用担当部署  
人事院中部事務局ホームページ 中部版採用情報NAVIをご確認ください。  
[[https://www.jinji.go.jp/chubu/saiyo\\_schedule.html](https://www.jinji.go.jp/chubu/saiyo_schedule.html)]

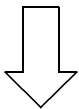


- 2 人事院中部事務局第二課任用係  
所在地 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1  
電話番号 052-961-6838  
管轄地域 岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・富山県・石川県・福井県

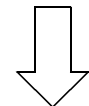
### 採用までの流れ

※ 大切な事項です。必ずお読みください。

第一次試験合格者発表  
官庁訪問事前予約開始



※志望する府省等に関する知識を深めるとともに、合格後の採用に向けての自己PRの重要な機会です。特定の府省にこだわらず、できるだけ多くの府省等を訪問するようにしてください。

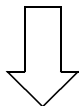


官庁訪問  
・  
採用面接

最終合格者発表

採用内定の応諾

※採用内定を受けることができる府省等は1つのみです。  
「あなたを内定したい」という連絡を受けた場合には、応諾するか否かをよく考えて、採用内定を応諾する場合には、その後に辞退をすることがないよう慎重に判断してください。



採用

【採用内定した場合】

- ・速やかに人事院に「意向届」を提出してください。
- ・採用内定後は、他の府省等から採用の面接等の連絡があったとしても、すでに採用内定していることを伝えてください。

### よくある質問

Q：一般職試験（大卒程度試験）に合格しても、採用されないことはありますか？

A：最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数よりも多くなっています。採用を希望する者については概ね採用されるように合格者を決定していますが、社会情勢の変化等から辞退者数又は各府省等の採用予定数が減少する場合も考えられます。

官庁訪問を行うなど、自分から積極的に各府省等の採用担当部署へ連絡をとってください。

Q：府省等からの採用面接の連絡が来ません。

A：採用を希望する場合は、決められた方法で意向届をきちんと提出してください。

また、電話番号や住所に変更があった場合にも速やかに人事院に申し出てください。採用面接等の連絡に支障をきたす場合があります。

何よりも大事なことは、各府省等からの連絡を待っているだけではなく、採用を希望する府省等に官庁訪問して積極的に自己PRをすることです。

Q：採用面接を受けたい旨の連絡をしましたが、「採用面接は終了しました」と言われました。

A：現在、採用面接が終了している場合でも、今後、欠員の発生等によっては採用面接を再開する可能性もあります。

「採用面接を実施する際には、是非、面接を受けさせていただきたい」と、採用を希望する府省等に伝えておくことも1つの方法です。